

午後一時四分開会

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、本日も、お忙しいところをお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日は、「皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて」を論点にして意見交換を行います。

本日の会議にも、内閣官房の山崎参与、溝口室長に陪席をいただいております。また、本日も、憲法論、法律論に議論がわたることが想定をされますので、内閣法制局の佐藤第一部長に陪席をいただくことにいたしました。また、憲法解釈については、衆参法制局の橘局長、川崎局長に御発言をいただくこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、今回も、一月の全体会議で配付をいたしました各党各会派の意見の要点の資料のうち、本日の議論に関わりの深い部分を抜き出した資料をお手元に配付しておりますので、議論の参考にしていただければと思います。本資料につきましては、記者会見での配付とホームページでの公開を行います。

議論は、前回同様、自由討議のような形でお互いに意見交換を行っていただければと思いますけれども、他の党に対して質問、確認等の発言を行う場合は、発言の冒頭にどの党に対する質問かを明示しつつ発言をいただくようお願いをいたします。

なお、時間の都合上、発言はなるべく簡潔にお願いをいたします。毎度のことですが、皆様お忙

しい方々が集まっておりますので、時間は全体で一時間から一時間半程度と考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、発言を希望される場合はお手元にある名札をお立てをいただきたいというふうに思います。そして、発言が終わりましたら名札を戻していただくということで、前回同様、お願いをしたいというふうに思います。

それでは、始めたいと思います。

名札は立っておりますが、冒頭、与党第一党の自由民主党さんから御発言いただくとありがたいかなと思います。

○参議院議員（中曽根弘文君） 発言させていただきます、ありがとうございます。

私どもは、当初から見解を述べさせていただいておりますが、今日配付していただいた資料にもありますとおり、旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々に養子に入っていたかどうかということにつきましては、皇族数確保、安定的皇位継承のために必要な方策だと考えております。

そして、憲法上の問題につきましては、憲法二条は十四条の特則でありまして、皇統に属する男系男子による皇位の継承を定める皇室典範も当然合憲であるとの共通認識に立って議論を進めるべきと考えております。

そして、対象者の有無等につきまして、立憲民主党さんは、現実的に養子の対象となり得る方がおられるのかを、その御意思とともに慎重に確認した上で、制度設計の議論に移らなければならな

いとなっておりましても、私どもは、まず制度を決めておいて、そして、その御意思があれば養子縁組を進めることとすべきという形であり

ます。なお、皇族となられた方の皇位継承資格につきましては、皇位継承資格は持たないとするのが適切である。そして、さらに、皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格につきましては、有識者会議の報告書では、縁組前に生まれた子は皇族とならないことも考えられる、そういうふう述べておられることは、縁組後は皇族となるということも考えられるということではないかと思いますが、私どもは、縁組後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとする

ことが適切である、そういうふう考えているところでございます。

取りあえず、以上でございます。
○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

次に、立憲民主党さん。
○衆議院議員（馬淵澄夫君） ありがとうございます。

まず冒頭に、この議事を整理していただくためにも、私は論点を整理していただきたい。四つあるのではないかと考えております。

一つ目は、立法事実の確認ということであります。そして二つ目は、先般も議論となりましたが、先例主義との整合性ということです。先例主義との整合性というのはどういうものか。三つ目に、憲法上の疑義。そして四つ目に、事実上の不都合というものはあるのか。この四つの論点

で議論を整理していただきたいというふうに思っております。大変僭越でございますが、そのようにまずは冒頭申し上げさせていただきます。

その上で、立法事実の確認についてですが、これは、今、自民党さんから、いわゆる制度をつけた上でというお話がありました。対象者の存在については、少なくとも現時点においてまで確認はなされております。政府は、我が党の熊谷参議院議員による質問主意書に対する答弁として、昭和二十二年に皇族の身分を離れた方々の子孫の現状については承知していないというのが正式な見解でございます。したがって、存在が確認できないということ。また、意思に関しまして、当然ながら、これは存在そのものを確認できておりませんので、全く不明です。つまり、皇族数の確保手段というものが非常に不確実だということ。そして、その上で、十一宮家子孫に限定するかということ。全ての子孫が養子の対象なのか、それとも、時期、親等を区切るのかということ、これについては有識者の報告書には記載はございません。そして、十一宮家以外にも対象を広げるのかということ、これについても有識者報告書の中でほとんど検討がなされていない状況です。こうした立法事実の確認というのが必要だということ。

先例主義との整合性でいえば、これは、先例主義を絶対視する立場に私たちは立っておりませんが、少なくとも歴史上、養子として皇族に迎えたという形でのいわゆる皇族ではなかった方々は先例にはございませんということを私どもも確認を

させていただきたいというふうに思います。これは、皇族の方が養子だったり、あるいは皇族の方が復帰されたりなど、あるいは生まれながらにして臣民であった方というのがありますが、これも、事実関係でいえば養子縁組ではないということ。

そして、先例というのは、時代に合わせて変化をしてきたものでもあります。皇族でない女性が皇族と結婚すれば皇族の身分を得るというこの典範、明治典範で制度化されました。これは従来なかったことであります。また、側室制度の廃止というのは、従来あったものがこれを廃止した例ということ。先例というのは、皇室の中で時代の変化に合わせて整理されてきたものだというふうに考えます。

そして、三つ目の論点、憲法上の疑義ですが、これは、第一条の国民の総意というところで、天皇の地位は国民の総意に基づきますから、一般の方を養子として迎えるということが国民感情に沿うのかというのは十分考慮が必要だということ。

そして、一番私どもが問題視しているのは、十四条一項の平等原則であります。少なくとも、一般国民である十一宮家の男系男子に限るといことは、十四条一項の平等原則違反に当たり得る。

またさらには、十一宮家の男系男子に限定するということ。皇統に属する他の男系男子間の中でも同じく平等原則に反するという疑義が生じると承知しております。これについては、解釈の問題を政府やあるいは衆参法制局からも伺いたいと思います。

そして最後に、事実上の不都合であります。いわゆる権利制約です。養子になるということは、少なくとも皇族としての権利制約が生じますので、これは、一般国民である男系男子の方々にとつては高いハードルとなるのではないかと。

そして、具体的な制度設計、これも、確認せずして先に制度をつくるおっしゃっています。養子となる場合の養親、その親はどなたとなるのか。また、この有識者報告書の中では、皇位継承権、先ほど、持たないとするのが考えられると養子については示されていましたが、その子孫については言及は一切ありませんでした。先ほど自民党さんは、その後に、婚姻後に生まれた子は皇位継承資格を有するのが適切だということ述べられました。少なくとも政府の有識者報告書には言及はございません。これも、どういう形なのかということ。これは当然議論として整理をしていく必要があるということでございます。

私の方は以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 四つプラスアルファで問題提起というか論点を提起をしていただいたと思いますが、それぞれ、政府あるいは法制局等に見解を求めますけれども、その前に発言をしたいという会派があれば。

じゃ、日本維新の会さん。

政府の方では用意をしておいていただけますか。

衆参法制局含めて。
○参議院議員（浅田均君） 一般のテーマであります皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて、日本維新の会は、皇族数を確保するため

に旧十一宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々に養子に入っていたかどうかという案を高く評価しており、皇室の歴史と整合的かつ現実的でもあり、皇室典範の改正により、安定的な法制度として実現すべきだと考えております。

法制局、あるいは、今、馬淵先生が提起された質問に対する答弁を先に聞くべきかとは思いますが、けれども、不都合というところで、平等原則に反するとかいう御発言がありましたけれども、憲法の、皇位は世襲のものであって、国会の議決する皇室典範の定めるところにより、これを継承するとありまして、その皇室典範には、皇統に属する男系の男子がこれを継承するというふうに書かれてありますので、皇室典範というのと憲法十四条の関係はどうなるのか、後で答えたいだけるときに併せてお答えいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 次に、公明党さん。

○参議院議員（谷合正明君） 私ども公明党も、既に意見書を昨年四月二日に提出をさせていただきましたが、改めて、本日の機会に我が党の考え方を示しをさせていただきます。

まず、皇室を存続させるためには、皇族が養子を迎えることを可能とすべきと考えております。その場合に、皇族が男系による継承を積み重ねてきたことを踏まえると、養子となり皇族となる者も、皇統に属する男系の男子に該当する者に限るとする有識者会議の報告は妥当だと考えております。

す。

旧十一宮家の方々は、現行憲法、皇室典範施行後五か月の間は皇族であったこと、また、明治天皇、昭和天皇の御息女が嫁がれ、その子孫の方々も現在に至るまで天皇家と交流があることも考慮すると、これらの方々との養子縁組が認められるべきと考えております。その養子縁組手続につきましては、三権の長が入った皇室会議の議を経るなどの措置を取ることが必要ではないかと考えます。

養子となつて皇族となられた方は、皇位継承資格は持たないとするのが適切と考えます。

また、皇位継承の流れを不安定化させないという観点からは、天皇陛下御夫妻、上皇陛下御夫妻及び皇嗣殿下御夫妻は養子縁組できないとするのが適切かと思われまます。

最後になりますけれども、憲法上の問題ということではありますが、我が党としては、憲法第二条は第十四条の特則であること等を踏まえ、憲法の許容するところと考えておりますが、先ほど来あるように、法制局の見解をここで改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 今から日本共産党さんに発言していただいて、政府等に見解とつか説明を求めますけれども、政府の方では一つずつ答えていただきます。まとめてというんじやなくて、先例主義との関係とか、例えば立法事実との関係とか、一つずつ聞きますので、準備しておいてください。
日本共産党さん。

○衆議院議員（塩川鉄也君） 本日は、皇統に属

する男系男子を養子に迎えることについての意見交換ということですが、この論点は二〇二一年十二月の政府有識者会議の報告書に沿ったものです。この報告書の重大な問題は、天皇は男系男子によって継承されるべきということが不動の原則になっていることです。

憲法の規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性だから天皇になれないというのは、男女平等を掲げる憲法の精神に反します。

女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項と精神に照らして合理性を持つと考えます。女系天皇についても、同じ理由から、認められるべきだと考えます。

皇位継承資格を女性にも認めることは、二〇〇五年、有識者会議の報告書が提案していました。ところが、今回の報告書は、女性天皇の検討を棚上げした上で、皇統に属する男系の男子を養子縁組で皇族とすることを提案しています。これは、事実上、女性天皇を否定するものです。

既に七十五年以上も日本国民として過ごしてきた旧皇族の子孫から国民の権利を奪うこと、また、皇統の継承と称して六百年以上も遠い血筋を遡ることなど、到底、国民の理解は得られないのではないでしようか。

国会の附帯決議は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について検討を行うことを求めています。にもかかわらず、

その附帯決議に基づく検討を行った有識者会議の報告が、なぜ男系男子を不動の原則としたのでしようか。附帯決議に基づいて、女性宮家、女性天皇、女系天皇についても正面から検討すべきだと考えます。

私たち日本共産党は、天皇の制度の問題は、日本国憲法の条項と精神に基づいて議論、検討すべきだという見地から、退位に関する問題などについても発言をしてまいりました。

日本国憲法第一条は、天皇について、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴と規定した上で、天皇の地位の根拠は、主権の存する国民の総意に基づくと明記しています。戦前は、万世一系の天皇が統治するとし、天皇の地位の根拠をアマテラスオミカミの神勅にあるとしていたことは根本的に異なります。

憲法第二条は、皇位は世襲のものとしていますが、その継承の在り方を定める皇室典範は国会の議決によるとしています。戦前の皇室典範には議会も政府も一切関与できなかったことに対して、大きく変わっています。

憲法の諸条項は、天皇の制度を主権者国民の全面的なコントロールの下に置くことを求めています。このことを基本に考えるべきだと思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 今御発言があった、附帯決議に基づいて議論してほしいということでございますけれども、私たちの理解では、いわゆる附帯決議には、女性宮家の創設等について検討を行うと。この「等」には、今日議題になっている、いわゆる旧十一宮家からの男系男子養

子案も入っておりますので、是非御理解をいただきたいと思えます。

国民民主党さんが、名札、早くに立っていただいたので、国民民主党さんから御発言いただいた上で、政府から説明をさせます。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） ありがとうございます。

まず冒頭申し上げたいのは、第二案に今日議論が移っていますが、第一案についての結論をきちんと出してから次の論点に行くべきだと改めて申し上げます。

特に、女性皇族の方が結婚された後に身分を保持することについてはほぼ合意が得られているのかなと思いますが、配偶者と子供の身分については、様々な意見が出たまま、ある意味での結論が出ないまま、次の論点に移ろうとしています。大変難しい議論だと分かりますけれども、ただ、非常に時間的制約のある問題であるというのは、この第一案についてどうするかというところは極めて重要なので、今日こうして第二案について議論することはいいんですけれども、いたずらに議論が拡散して、全てのものに決断が下せないということとは避けるべきだと思いますので、この点については是非配慮をいただきたいということをまず冒頭申し上げます。

その上で、第二案についてでありますけれども、我が党は、皇統に属する男系男子を養子に迎えることについては賛成の立場であります。

ただ、それを詰めるに当たって、まず、昭和二十二年、一九四七年十月の臣籍降下の経緯、こ

はしっかりと、まず、政府なりに説明をいただきたいということであります。

当時、二十六名の皇位継承資格者がいたと思いますけれども、そういう方は外しても、皇位継承においては問題ない、二十六名いなくなったとしても、たしか、当時は六名の方がいるということで、万全だということで、片山哲内閣だと思いましたが、その判断をしたんだと思います。

だから、その立法事実というか、皇位継承が非常に風前のともしびになつていくから戻すのであるのか、あるいは単に公務を分担する人が減るからこの二案を議論しているのか、そこは経緯も踏まえてしっかりと整理することが必要だ。これから現に法改正ということになると、そこはきちんと説明する必要があるだろうということで、一体どういう経緯で二十六名の方、十一宮家が臣籍降下されたのか、改めて説明を求めたいと思います。二番目は、憲法との関係ですけれども、今様々なありました、少し違った観点でいうと、じゃ、なぜ十一宮家にだけ認められるのかということは、現行憲法下でも宮家であったこと、皇籍を持つていたことが一つの根拠になると思うんですが、であれば、養子縁組をして復帰をされた方には、その方には皇位継承権は認めないということになつております、生まれた子供については、明言はないけれども、裏から読むと、認めていいのではありませんかと。ありますが、あえて十一宮家を憲法上認められるとしながら、当該者については皇位継承権を認めないということは、憲法上どのように整理されるのか。これを二つ目の論点として、こ

これは御説明をいただきたいというふうに思います。
三つ目は、これは機微に触れますけれども、やはり対象者が実際いらっしゃるのか、御意思を示されている方がいらっしゃるかをどのよう

に確認をして、制度をつくっても空振りになつてはいけませんので、それぞれ人生と生きてきた歴史と

史と違いがありますので、それをどのように行っていくのかということの方針について、話せる範囲で御説明をいただければと思います。

以上三点です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 大分多岐にわたって論点が出ております。では、まず政府の方

に、いわゆる立法事実の関連で、対象者となる方々の意思の確認の問題であるとか、あるいは、今の

の玉木さんの話にも関連するんですけれども、十一宮家以外に拡大をしていく可能性があるのかとか、こういった立法事実の

関係について、まず御説明いただけますか。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 内閣官房の山崎でございます。

今の話の中で、関連があると思われるものを幾つかお話をしたいと思います。

まず、有識者会議においては、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしないという前提をつくりましたので、皇位継承についての直接的なロジックは取っていないわけでございます。

要は、悠仁親王殿下が天皇陛下になられたときに、それを支える皇族の方々がいらっしゃらない事態をどうするかというふう

に問題設定をしましたので、どの方が皇位継承して、どの方が皇位継承しないというふうなロジックを取っていないわけでございます。

その中で、この養子案につきましては、小泉内閣の当時に、伏見宮家系統の男系の血が相当遠いという議論があつて、なかなか、日本国民の総意として受け入れられるかどうかという議論も有識者会議ではなつていたわけでございます。

そういう中でたどり着きました結論が幾つかございまして、古い伝統を帯びていらっしゃる家とか、それから学問の家とか、そういう方々につきましては、一般の家でも親族から養子に来ていただいて家を維持していく。まあ、家というのは実は法律上はないわけでございますが、そういう祭祀を維持していくという伝統がある。そういう伝統が一般国民の中にまだあるとすると、皇室においてもそういう手段を取ることがあり得るのではないか。

しかも、養親と養子というのは、制度をつくるだけではなくて、今、先生方から御指摘がありましたけれども、親御さんの方も親になつてよい、子供さんの方も子になつてよいという自由意思の合致によつて成立しますので、そこは、そのときに、制度が制定されて以降考えるべきではないかというふう

に考えたわけでございます。しかも、皇室典範自体をもし改正することになりますと、現在存在していらっしゃる方々だけではなく、その方々の御子孫、これからお生まれになる方々、そういう方々についても対象になり得るわけでございます。そういう意味で、制度をつくるということと個別の具体的な固有名詞でこの

方かどうかという話をするのは、少し距離があるのではないかとこのように考えました。

そのときにまた併せて議論がありましたのが、現皇室典範におきましては皇族の養子縁組は禁止されておりますので、現状において養子縁組をなさるお気持ちがあるかどうかという話になると、違法な行為を前提にそのお気持ちがあるかどうかという話になつていくであろう。そういうことについて、政府として、国会の意思が決定していない中でそういうことの確認をするというのは、なかなかしにくいのではないかとこのように考えたわけでございます。

それから、もう一つ議論がありましたのは、個人のプライバシーに関わることでありまして、しかも親族法、家族的な制度でございますので、ある方がいらっしゃるか、ある方が対象になるとなつたときに、こういう今の社会経済状況でありますので、その方々とのいろいろな方々が、マスコミも含めお行きになりまして、制度の立案前に、本当にそういうことなのかどうかみたいな話があり得るのではないかとこのことを考えたわけでございます。

そういう意味で、まず制度が基本的に枠組みとして創設された後にいろいろなことが考えられていく、しかも、冒頭申し上げましたように、この制度が恒久化されると、まだお生まれになつていない方々も対象になり得るわけでございます。まして、そういう制度をつくるかどうかという議論をさせていただいた方がいいのかなというふうに思ったわけでございます。

それから、先ほど皇籍離脱の経緯につきましてお話がございましたけれども、御指摘にありましてように、六人の方々が残られたわけですね。それは、現在でいえば上皇様、常陸宮様、秩父、高松、三笠、それから三笠宮寛仁親王殿下ということで、大正天皇の直系の方々で六人いらっしゃるということ、そういうことで、そういった意味では、その時点におきましては、皇位継承としては、ある意味では大丈夫かなということがあったのかと思います。そのときに内閣の方に残っているお言葉は、それぞれ、伏見宮の親族の直系の方々から、自分たちの方から申し出て、今後の日本国家の再建とか、そういうことに尽くしたいというお申出があったというふうな言葉が残っております。そういうことで自発的に皇籍離脱をされたということとされております。

そういった意味で、今考えておりますことにつきまして、十一宮家でございますが、この方々は全て伏見宮の系統の方々でございます。当時、七番目以降の皇位継承順位を日本国憲法、現行皇室典範の下で持つていらつしましたので、その御子孫の方々に限ってお戻りをいただくことが、養子という自由意思の合致によって行われることがあり得るのではないかとこのようにしたわけでございます。

重ねて申し上げますが、そのときの皇位継承につきまして、この有識者会議は、皇位継承は悠仁親王殿下までゆるがせにしないということにしておりまして、その部分について、お戻りいただく、養子になっていただく方がいらしたとしても、

その方々は対象にしないのが適当ではないかという議論が行われた。取りあえず、まず、そういうことでございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 確認なんですけれども、例えば、十一宮家以外に拡大する可能性という話をしましたけれども、過去の経緯は分かりましたが、たしか、今、子孫はなり得るというお話だったけれども、十一宮家以外に拡大する可能性も検討しているんですか。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） まず、それは国会での御議論次第だと思いますが、当時、有識者会議でなぜそういう議論になったかといいますと、十一宮家の方々は昭和二十二年まで明確に皇位継承資格があった、その方々の皇統男系男子という子孫は戸籍においてたどることが可能であるという前提でございました。

それから、小泉内閣の当時に、伏見宮系の男系の血が相当遠いということから、国民の理解が得られるかという議論がございましたので、そういうことであれば、現行憲法下でもこういう立場であつた方々の御子孫ということが国民には受け入れやすいのではないかとこの議論がされたわけですが、おっしゃる通りに、例えば皇別摂家であるとか、もう少し近い男系の血が入っていらつしやる方々もあり得るわけでございますが、有識者会議はそこまでの議論を拡張しませんが、取りあえず、まずこういう養子の道を開くとすればどうかというふうな議論をされた。そういった意味では、どこまで拡大するか拡大しないかというのは、まさに国会における御議論によるというふうに考

えてございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 立法事実に関連する点について、過去の経緯も含めてお話しをいただきました。

それについては後でまた御発言いただきますけれども、先例主義との関連、これは一体、今回のような、先ほど問題提起がありましたけれども、いわゆる男系男子養子案というのは過去にあつたのかどうかということについて御説明いただけますか。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） まず、今日御指摘がありましたように、皇籍離脱をした方々で、相当にたつた方々がお戻りになった例はあるわけでございます。例えば、後に宇多天皇になられる源定省様という方がいらつしやったんですが、この方は、一回、源姓で臣籍降下された後、皇族になりました、親王宣下されて天皇陛下になられたことがございました。それから、あと幾つか、左大臣をされた方々がお戻りになったとか、そういう例はございます。

それから、あと養子のお話ですと、旧典範ができて以降は、皇室の皇統の流れが乱れるということで養子を禁じましたが、それまでは、宮家同士の養子、それから天皇家から伏見宮家へ行く、こういうことは、近世におきましてはかなりあつたわけでございます。

そういった意味で、さっきお話がございましたが、ぴつたりと、完全に、一般人に初めからなっている方が誰かの養子になって戻った例があるわけではありません。先ほど申しました、例えば、

宇多天皇にお戻りになる方が、皇籍離脱中にお子様がいらっしゃいまして、一般人の子としてお生まれになったんだけれども、何年かしてお父様と一緒に皇室にお帰りになったというような例はあるようでございます。この辺りは、実は有識者会議の専門家のヒアリングでそういう例をおっしゃいまして、その部分を事務的に少し調べてみるとそういうものがあつたということでございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 要は、養子縁組でびったりと皇籍に戻つた例というのはないということですね。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） はい。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 分かりました。あと、憲法の方ですけれども、今、十四条一項との関連で、まず、内閣法制局、先ほど国民民主党さんからあつた問題提起も含めて、答えることができれば、お答えをいただけますか。

○内閣法制局第一部長（佐藤則夫君） 内閣法制局でございます。

まず、憲法十四条との関係につきまして申し上げますと、憲法二条、皇位は世襲のものである、これは、法の下の平等を定めた憲法十四条第一項のいわば特則を成す規定と解されるところでございます。このような特則であるということとを踏まえて、皇族の範囲につきまして、あるいは皇位の継承の順位につきまして、皇室典範という法律に委ねられていると解されます。

その上で、養子縁組ということにつきまして申し上げますと、このように、第二条におきまして

皇位は世襲のものとし、また、憲法第五条及び第四条第二項におきまして摂政あるいは国事行為の委任の制度を設けておりますことから、これらの制度を円滑に運用することは、これは憲法自体が要請するところであり、このため、皇統に属する方を新たに皇族とすることも憲法自体が許容しているのではないかと考えられます。

このように、皇統に属する方のうち、いずれを皇族とするかについては、先ほど申しました皇室典範に委ねられていると解されますが、この憲法の第二条、第五条に加えて、伝統も踏まえまして、この皇位継承者について男系男子に限る旨規定している皇室典範の第一条等を踏まえれば、法律におきまして養子となる方の範囲を適切に定める限り、養子縁組により皇族とする方を男系男子に限るとしても、憲法十四条第一項に抵触するという問題は生じないのではないかと考えます。

また、旧十一宮家の方に限定するか否かということでございますが、旧十一宮家に属する方につきましては、これは、日本国憲法及び現行の皇室典範の施行時にこの十一宮家に属していた方について皇位継承権を有していた、その方々の子孫であることを踏まえ、これは、従前の伝統を背景としてそうしていたと考えられますが、こうした従前の伝統等を背景に、養子の対象者を旧十一宮家の方に限ること、それによって、皇統に属する方のうち、十一宮家に属する方とそれ以外の方との間で差異が生じたとしても、憲法十四条に反するものではないと考えております。

また、旧十一宮家で養子縁組となられた方の皇

位継承権につきまして申し上げますと、まず、先ほど申しました、憲法二条で世襲のものという、憲法十四条一項の特則を成す規定を定めております。さらに、憲法におきまして、摂政の就任あるいは国事行為の受任者の資格については憲法上は明文の規定を設けておりませんが、皇室典範及び国事行為の臨時代行に関する法律におきまして、例えば摂政の就任及び国事行為の受任者の資格については、皇后等を除き、皇族のうち皇統に属する方に限っております。

これは、憲法一条におきまして、天皇陛下が、日本国の象徴であり日本国民の統合の象徴であるとされていること等を踏まえまして、国民の意識に照らしても、天皇陛下に代わつて国事行為を担う、あるいは皇位継承を行うのは、天皇の親族として天皇の近くにある皇族の方であり、皇族の中でも更に皇統に属する方がふさわしいといった考え方から定められているのではないかと存じます。したがって、旧十一宮家の方、養子縁組となられたとき、従前は必ずしも皇族ではなかった、そういう差異を踏まえてこの皇位継承権についてどのように考えるか、これは若干の区別があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 衆参の法制局で、橋局長、また川崎局長、よろしく願ひします。

○衆議院法制局長（橋幸信君） 衆議院法制局の橋でございます。

玄葉副議長からの御指示によりまして、先生方

からの御質問にお答え申し上げます。

まず、馬淵先生御指摘の点につきましては、ただいま内閣法制局の佐藤部長の御答弁のように、現在の憲法構造からいたしまして、憲法十四条の関係において特段の問題は生じないとする旨の解釈がございまして、学者の先生方の中でも、百地章日大名誉教授のように、政府解釈は妥当な解釈であると述べられる先生もいらっしゃいます。

他方、東京大学の法科大学院長でもある穴戸常寿教授は、政府の有識者会議のヒアリングにおいて、法律等で養子たり得る資格を一般国民の中で皇統に属する男系男子に限定するならば、それは門地による差別に該当するおそれがあると述べられた上で、更に一步踏み込んで、仮に皇統に属する男系男子の中でも、特に旧十一宮家の男系男子に限定する場合には、旧十一宮家以外の皇統に属する男系男子の中での差別に該当し得る旨を御指摘され、いわば二重の意味で憲法違反のおそれがある旨述べられているところです。

また、同じく有識者会議のヒアリングに参加されました京都大学名誉教授の大石眞先生は、有識者会議に提出されたレジュメでは、宗系の紊乱（ぶんらん）、あるいは紊乱（びんらん）とも読むようにですが、これを招くおそれがあるため賛成できないとしておられました。すなわち、実系に基づき定められる皇位継承について、法律上の血縁関係という、いわば人為的な要素が入り込むことで、皇位継承順位や正統性について争いが生じることを問題とされたわけでありまして、けれども、しかし、大石先生は、実際のヒアリングの際

には、この宗系の紊乱を招くおそれがないのであれば、一つの選択肢としてあり得ると述べられ、その具体的な制度設計によつては憲法違反の疑義を払拭できる可能性があることを示唆しておられるようにも思われます。

いずれにいたしましても、本件については憲法学説が分かれており、いまだ多数説が形成されているかどうか不分明と言わざるを得ない状況にあることを踏まえれば、両論共に成り立ち得る解釈ではないかと拝察いたします。

なお、玉木先生御指摘の点、すなわち、養子縁組をされたその当事者について皇族としての資格を認めながら皇位継承資格を認めない、男系の男子でいらつしやるにもかかわらずという意味だと思ひますけれども、これについて合理的な説明は憲法上できるのかということでございますけれども、今私が御紹介申し上げたのは一般国民の中において養子縁組たる資格を認めるかどうかであつたのに対し、一旦養子縁組がされて皇族となられた後にその方に皇位継承資格を認めるかどうか、そういう論理の話になりますから、憲法二条は憲法十四条の特則であることも鑑みますれば、また、当該当事者が長い間一般国民として生活されてこられたことなどに鑑みますれば、皇位継承資格を与えないとしても特段の憲法上の問題は生じないのではないかと拝察いたします。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 川崎局長、補足というか、御発言はございますか。

○参議院法制局長（川崎政司君） 参議院法制局

長の川崎でございます。
特に憲法十四条との関係についてお答えいたします。

皇位の世襲制を定める憲法第二条、皇統に属する男系の男子による皇位の継承を定める皇室典範第一条を始め憲法第一章や皇室典範の規定を前提に、皇族数の確保等のための養子の対象を皇統に属する男系の男子に限ることについては、対象となる方々が一般国民であつても、その枠組みの中で適切に規定するものである限り、憲法第十四条の例外あるいは適用外と言うことができるのではないかと考えております。

ただ、他方で、法律で門地等から対象となる国民とそれ以外の国民を区分するものとなる以上、それらの間での平等が問題になるとの議論などもあり得るところであり、この点については、制度設計や規定形式によつてできるだけ問題を顕在化させないような検討、工夫なども必要となるのではないかと思われます。

以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 憲法の方は、内閣法制局は憲法の許容するところだと。他方で、衆参法制局から、学説は分かれていますが、両論成り立ち得ると。また、制度の設計とか規定の仕方で工夫が必要だろうというようなお話でございました。

もう一つ、山崎参与、先ほど、養親の話とか、あるいは長い間一般国民であつたので養子となることにハードルがあるんじゃないかということについて、何かございますか。実際、養親はいらつ

しやるのかとか。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） な
かなかそこを具体的にお話しすることは難しゅう
ございますが、制度ができました後に、これから
生まれる方も含めて、そういうことが対象になる
ということを先ほど申し上げましたが、現実に私
どもが内々見ておりますと、皇統に属する十一宮
家の方々の男子でまだいらつしやる方々はいら
うと。そのときに、どういう要件をつけるのか。
例えば何歳ぐらいとか、あるいは未婚とか、それ
からお子様がいる場合どうするかとか、いろいろ
なことがあると思います。

そういった意味では、制度設計ができ、国会に
おいて議決がされました後、そこは具体的にどう
なるのか。それからまた、一度制度ができてしま
いますと、今いらつしやる方以外もあり得るわけ
でございますして、そこら辺りはそういうふうなこ
とでございます。

これはまた、あくまでも、第三案ではなくて第
二案は、普通の家庭でもある養親子関係を形成す
るので、一般の家庭でもそうなんですが、親にな
ろう、子供になってもいいというのは、それぞれ
の自由意思の合致でございますので、それが必ず
意思が合致するとか意思が合致しないとか、そう
いうことは事前に考えることはちょっと難しいん
じゃないかというふうに思っております。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

では、有志の会さんと沖縄の風さんに御発言い
ただきます。順次お願いします。

○衆議院議員（福島伸亨君） 指名ありがとうございます。
ございます。有志の会の福島伸亨でございます。

我々の会派も、皇統に属する男系男子を皇族の
養子に迎えた先例というのは多くあり、私たち有
志の会の先例に基づいた皇室典範を行うべきとい
う立場から、制度論としてはあり得るものと考え
ます。

その上で、先ほど政府から、山崎さんから答弁
がありましたように、今の皇室典範で禁止されて
いるわけですから、具体的な問題を検討するのは
現実にはなかなか難しいということであれば、こ
れは全部をパッケージにしていきなり結論を出す
んじやなくて、順を追って、やれるものからやつ
ていった方がいいというのが我々の立場でありま
して、まず現行の皇室典範で禁止されているもの
を解除した上で、その先の様々な問題はまた第二
段階として考えていくというのをもまた合理的なや
り方なのではないかなというふうに思っております。

具体的にどなたを皇室にお迎えするのかという
ことを考えた場合、旧宮家の中に現実にとのぐら
い該当する方がいらつしやって、実現性はあるの
かということや、あと、国民の理解を得られるの
かというのは、やはり具体的なものがなければな
かなか検討ができないと思いますので、まずは現
在の禁止されているものを解除した上で、その後
皇室の御意向なども踏まえながら、現実的に即した
検討を行っていくということが必要であるという
ふうに私たちは考えます。

その上で、今回の政府の検討は、先ほど来あり

ますように、悠仁親王殿下までの皇位継承は揺る
がないという前提でつくられております。このこ
とも、この場でも何度も議論されてきました。昨
今の報道等を見ると、そこが様々な混乱、大きな
議論を私は生んでしまっているように思います。

折しも、三月三日に悠仁様の成年に当たっての
初めての記者会見が行われまして、多くの国民の
皆さんは、非常に頼もしく、日本の皇室は大丈夫
だと確信をされたんじゃないかと思っております。
法の不遡及の原則から、この全体会議で、ま
ずは悠仁親王殿下までの皇位継承順位は揺るがな
いということは、私は早く結論を出すべきだとい
うふうに思っておりますので、その点についての
議論も是非ともお願いしたいと思っております。

以上です。

○参議院議員（高良鉄美君） 沖縄の風の高良で
ございます。

質問なんですけれども、一つ、憲法の規定は世
襲と書いてあるだけで、そこには男性、女性が書
いていないんですよ。ところが明治憲法には男
系男子が書かれていました。これがなくなつた理
由、それを聞きたいということ。それを受けて皇
室典範というのが今あるわけですけども、日本
国憲法の場合には皇室典範と二条に書いてあるの
で。ところが、明治憲法には、皇室典範というの
はもう憲法と別物だ。それは、天皇大権の問題で、
そこには議会もタッチできないという状況であつ
たから皇室典範というのが生きていて、明治憲法
の中との整合では男系男子というのがあつたわけ
ですよ。その部分がなぜ消えたのかということ

を一つ聞きたいということ。

それから、憲法二条に世襲としか書いていないのに、十四条との関係で、なぜ性別の問題がないのかと。憲法の中には男も女もないんですよ。ないんです、書かれてないです、子女という言葉はありますけれども。憲法の条文には全く、男性の場合には男というのがないということですね。だから、やはりそういった意味でも、この世襲と書いていることを、つまり男系男子なんだというのがなぜなのか、十四条との関係で、そこに整合性があるのかということもお聞きしたいと思います。それから最後に、ヨーロッパでも王制を取っている国はありますけれども、もう女王になるところがこれから先、スペイン、オランダ、ベルギー、スウェーデン、ノルウェーが出てきます。そして、ヨーロッパの国々と同じく法の支配を共通概念として持っているときに政府は言っていますけれども、このヨーロッパの国々の言っているのはやはり平等の問題ですね、性別による差別がないという問題です。

この三点、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 今の話、政府

の方に説明を求めますけれども、まず、その前に日本保守党さん。

○衆議院議員（河村たかし君） 保守党の河村で

す。

今の福島さんの話で、私もしばらくおらぬかったもので、一応、悠仁さんまでは揺るがないんだということ玄葉さんからも聞いておったんだ

けれども、ああ、そうかと。愛子様はないんだなど聞いておったわけ。ところが、福島さんと話をすると、いや、必ずしもそうじゃないよと。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 誰の話ですか。

○衆議院議員（河村たかし君） 今現在の順位、

悠仁さんまでのね。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） そうですよ、

ゆるがせにしないとほつきりさせていますよ。

○衆議院議員（河村たかし君） 言ったでしょう。

（発言する者あり）政府はそう言っておるのか。

議会はそうでもない。今の福島さんのこのよ

うな話とで、いや、違うで、河村さんと言うので。

今そう言われたからね、福島さんは。そのところ

をちよつとはつきりしていらねと、やはり

最近世間では愛子様の人気がありますから、な

かなか誤解があります。そこは一つお願いしたい

と思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 改めて申し上げ

ます。この場でも悠仁親王殿下までの皇位継承

順位はゆるがせにしないという前提で御議論をい

ただきたいということ前回も申し上げたわけ

でございます。そういう認識で御議論をいただきました

い。

それでは、政府の方で説明をお願いします。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 内

閣官房でございます。分かる範囲でお話をしたい

と思います。

実は、大日本帝国憲法の体制のときには国務法という体系と宮務法という体系がありまして、それぞれ別の法体系になってございました。その中

で、最高法規が、国務法の方は大日本帝国憲法、宮務法の方は皇室典範となっております、どちらにも男系の男子というふうに書かれておったわけでございます。

そういった意味で、両方とも最高法規に、大日本帝国憲法上も男系男子、皇室典範上も男系男子というふうになっていて、等価値の法規範に書かれておった。ところが、日本国憲法下に入りまして、日本国憲法が最高法規でして、皇室典範は国会の議決を経る法律ということになったわけでございます。

そこで、当時の立法過程を見ておきますと、日本国憲法上は世襲ということだけを定めておつて、そこで、その下位規範である皇室典範で男系の男子というふうに決めたということでございます。当時の制憲国会を見ておりましたが、必ずしも男性に限らず、それは、皇室典範という国会の議決の法規範の中で世襲の内容は決まっていたという趣旨の発言がございましたので、そういったふう

に日本国憲法が制定される過程において変化をしたのだらうというふうに思っております。

そういった意味で、形式上、現在も皇室典範で

書かれておつて、戦前も皇室典範で書かれてお

りますのですが、法規範の性格が若干変わってお

るということになったというふう

に理解しております。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、こ

れまで出てきました論点が幾つかございますけれ

ども、それぞれ御意見ございますか。

立憲民主党さん。

○衆議院議員（馬淵澄夫君）

幾つかお答えや、

あるいは質問というものがありましたので、また先ほど山崎さんからのお話もありましたから解決している部分もあるんですが、改めての確認です。

まず、この対象者の意思のところは、先ほど来申し上げたように、確認がなされていない事実と、同意かどうか全く不明というところでもあります。そして、十一宮家の子孫、限定するのかというところ、これも記載はないんですが、仮に全ての子孫が養子の対象となれば、時期や親等をどう区切るかということについての回答は、これは今のところないわけです。

それでも一方で、制度を進めなければ逆に御本人の意思も固められないというお話でありましたが、制度を先にやるのではなく、まず、重要な部分、先ほど申し上げているように、意思、存在の確認並びに、その上で、曖昧となっている全ての子孫が養子の対象になってしまうのであれば、時期、親等までどう考えるか、これを確定せずして制度は実は設計できないんだということを私どもは当初より強く申し上げてきました。

そして、十一宮家以外の養子の対象の部分、これに関して言うと、そもそも有識者の報告書には、最初の段階で、第一弾の絞り込みとして、皇統に属する男系男子に該当する者に限ることが適切として、まず入口を皇統に属する男系男子というふうに絞っています。その上で、その子孫の方々に養子として皇族となつていただくことも考えられるのではないかとというふうに書いてあるんですが、元々、十一宮家以外の皇統に属する男系男子まで

対象を拡大するかという議論をされていないんですね。つまり、検討した経過が載っていない。このことを考えても、十一宮家以外を養子対象に広げるかということについては不十分な、我々は不十分な報告書だというふうに考えています。

そして、先例のところも、先ほど来、戻ったというお話をされますが、いわゆる臣籍降下、一般国民となっている者、これは過去に遡っても存在しないんですね。先ほどお話にありました宇多天皇のお話もありましたが、宇多天皇、臣籍降下しましたが再び皇籍に復帰していますが、これは養子縁組ではありません。これは復帰という形になっているんです。そして、生まれながらの臣民は宇多天皇の御子息であつた方ですが、これは父親の皇籍復帰に伴つて身分を得ています。養子縁組ではありません。

したがって、先例ということ指摘されたりあるいは主張される方々がいらつしやいます。これはそもそも先例にはなかったものであるということ。私を強く申し上げておきたいということと、あわせて、先例を絶対視するのであれば、これは先ほど申し上げましたが、一般女性が婚姻をすることによつて皇族の身分を得るとするのは、従来なかったものを実施した例であり、これは先例にないものです。逆に、従来あつたものをやめた、これは側室制度の廃止です。

つまり、先例とは何かといえ、時代によつて皇室の在り方というものが、常に国民の理解の下、今日においてはこれは進められてきているという状況だと言ふべきだというふうに考えます。

憲法上の疑義については、先ほど内閣法制局からは、政府見解として、これは何度も私も国会で確認をしておりますが、答弁をいただいておりますが、重要なことは、衆参の法制局からは、やはりこれは議論が分かれるところであると。この十四条一項に関しては、いわゆる平等原則違反ということでの門地差別に該当するのではないかと、これは権威たる先生方の御意見としてあるということですね。どちらが学說的にも上回っているか、多数派であるかが分からないという前提であつても、このような議論がなされているという状況で、果たして十四条一項には全く問題なしとするということ、我々この立法府にいる者として、それをそのままのみにしていいのかという問題はあるんだと思います。

そして、先ほど高良さん、沖繩の風さんもおっしゃっていました。憲法二条は、あくまでもこれは世襲だけです。世襲の要件だけ定めていて、そして下位法である典範で男系男子を定めているということでもあります。ここに関しても、憲法での定めは世襲であるということの大原則、その上で我々はこの二条の解釈ということのやはり考えなければならぬ部分はあると思っています。つまりは、これは男系男子ではないという、典範が変われば、当然ながら下位法で定めるわけですから、ここも変わり得ると。

ただ、ここは、二条の解釈というのが今回私どもが指摘している部分ではありませんので、繰り返しになりますけれども、特に、十四条一項、この平等原則違反という部分については、実は憲法

学の中でも大きく分かれているというところだということとは改めて申し上げておきたいというふうに思います。

私の方からは以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） れいわさんと参政党さんに御発言をいただいた後、今のお話に對して、特に立法事実の関連、先例との関連について山崎参与から説明してもらいますが、まず、れいわさん、参政党さん、どうぞ。

○衆議院議員（上村英明君） ありがとうございます。まず、れいわ新選組の上村英明といいます。

まず、憲法の問題なんですけれども、我々はやはり立法院の人間ですから、憲法の下でどう解釈できるかというのを余り軽々しく扱わない方がいいというふうに、ある意味で絶対的にそうだというふうに思うんですけれども、憲法の中でまだ解釈が分かれているという状況であれば、こういう場ではなくて、もっとしっかりと場場で憲法との関係を議論すべきだというふうに思います。

それから第二点目は、今回の問題の基本は何かというと、国民の理解をどういうふうに広げているのかということが実はその大前提になっていると思うんですけれども、例えば、国民の世論調査との整合性の問題とか、あるいは、こうした会議の後のフォローアップを国民の理解との関係でどういうふうに進めていくのかというお考えをお聞かせ願えればありがたいと思います。

○参議院議員（神谷宗幣君） 参政党の神谷です。いろいろお話を聞かせていただいている、何が

大事なのかなということにもっと焦点を当てるべきかなと思います。

この会議の目的は、やはり皇統をしっかりと維持していくということであって、皇室をしっかりと存続させていくということを中心に置かなければいけないのではないかと思います。そのために、皇族の方々の数を確保しなければいけない、それをなるべく男系で維持しなければいけないと考えたときに、こういった養子縁組のことが考えられるということではなっていると思いますが、どうしても憲法論、法律論になってしまう。

もちろん、我々、国会議員ですし、憲法を守らなければいけないということは大前提ですけれども、もう少し皇室というものがどういう存在かと考えるときに、憲法は八十年ですが、皇室は千年以上の歴史があるわけですね。長い歴史の中で、そのときそのときの政治家がルールを変えながら、憲法なんかも変えながら、どうやって維持していくかということを考えてきたのであって、今、法律がこうだから、憲法がこうだからというだけで枠をはめてしまうと、本当にこれから続いているかないということになるというふうに考えられますので。

やはり、何を大切に、何を守るべきなのかという優先順位をつけた上で、そこから憲法論の話に持っていくかないと、今の条文だけで解釈をしてしまうと、物事が進まなくなつて、結局、これは時間の問題もありますから、やはり、お尻を決めて、その辺のところを優先順位を決めた上で持っていくかないと、法律論になつたり憲法論になつ

たり、それから、皇室を守るかどうかという話になったり、ちよつと争点がばらけているような気がするのですが、その辺の優先順位をきちつと決めてから話し合いを進めた方がいいのではないかと思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 先ほど出た国民の理解も含めて御説明いただきますけれども、その前にN党さん。

○参議院議員（浜田聡君） NHK党の浜田聡でございます。

今回の皇統に属する男系男子を養子に迎えることに關しては、おおむね賛成でございます。しかも、こちらに關しては、可及的速やかに実行すべきという立場でございます。

旧皇族の皇籍取得に關しては、国民の理解という問題はあると思いますが、こちらは得られるのではないかと思います。

国民のことを考えた場合、懸念を抱かれていますところとしては、やはり女系天皇に関するものだと思います。特にこちらに關しては先例がありませんので、日本の国体が破壊されると言つても過言ではありません。

そういう意味では、やはり、優先順位ということを考えますと、先ほど国民民主党さんの方から第一案をしっかりと結論を出せという話がありましたが、私は、この第二案を第一案より優先順位を高めて結論を出してほしい、そのように希望を申し上げます。

私からは以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 社会民主党さ

んも御発言いただいてから政府から説明いただきます。

○参議院議員（大椿ゆうこ君） 私自身は今日初めての出席になりますので、以前の議論を踏まえていないところもあるかもしれませんが、社民党としての立場について皆さんにはお伝えしておきたいと思っています。

皇室典範の第九条に養子を明確に禁じることになった経緯を想起し、恣意的に運用される危険や、皇室が肥大化し、費用も増えることは明らかであり、私たちは反対の立場です。

また、この決定的な理由は、旧宮家から男性を養子とする理由が、まずは女性天皇を認めないことによつてこの議論がなされているというふうに思っていますので、女性天皇や女性皇族が結婚後も皇族であり続けることで解決できることではないかという立場であることをお伝えしておきます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、政府から御説明いただけますか。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 内閣官房の山崎でございます。

幾つか申し上げたいと思います。

まず、皇統男系男子に限って養子にするという入口の部分がいかにかというお話がございました。この話は、元々の発端が、悠仁親王殿下が御即位なさったときに皇族が一人もいらつしやらないような事態をどうするかということから始まっておりまして、そのときに、実は、現皇室典範ですと摂政だとか、あるいは、これは臨時代行の法律でございますが、天皇陛下が国外に行かれた

ときに代行するという方々は、基本は皇室内の男系男子の方になっておりまして、男系女子の方もございますが、男系の方々になっておりまして、妃殿下方は、基本は、皇后様、皇太后様、太皇太后様以外は摂政にはならないふうになっておるわけでございます。そういうことを考えますと、いろいろな公務全てのことを支えていただくような皇族の方ということになると、男系男子ということを入りにすることがよろしいのではないかという議論になったところでございます。

そういった意味で、あと、十一宮家に限ったことについて申し上げますと、先ほど申しました現行の皇室典範、現行の日本国憲法下でという部分がございますが、あともう一つは、これは少し情緒的な話になりますが、昭和天皇の皇后陛下でいらつしやいました香淳皇后様は、久邇宮家の出でございました。現在の伏見宮系統の部分のかなりの家が久邇宮家の系統でもあるわけでございます。そういった意味からすると、上皇様とか天皇陛下からいたしますと、自分のお母様の実家とか自分の御祖母様の実家という部分は、結構、これは女系の血でございますが、近い部分があるのではないかと、先ほど申し上げましたけれども、先例の話でいきますと、もう馬淵先生のおっしゃるとおりでして、全く一般国民になっている方が誰かの養子になることによつて戻ってきたというふうな、びつたりした例はなかなかございません。先ほど申しました源定省という宇多天皇になられた方は、八八四年に臣籍降下して源定省と称したんで

すが、三年後にお父様でございました光孝天皇が重体に陥った際に皇籍に復帰された。あと、鎌倉時代の末期に順徳天皇のひ孫であります忠房様、源忠房という方がございますが、この方が復帰したとか、それから、鎌倉時代末期に後深草天皇の孫である久良親王が復帰したとかございます。あと、かなりレアケースですが、源兼明という方が九二一年に臣籍降下しておるんですが、左大臣等をした後、九七七年、五十六年後に皇籍に復帰したという例などもございます。

ただ、これはかなり古い例でございますので、先ほど馬淵先生おっしゃったような、一般国民になって、誰かの養子になることで戻ってくるというケースがびつたりあるかどうか、それはなかなかそうではないと思います。むしろ、私どもの思考方法は、普通の国民が許されている部分について解除することによつて皇統の方々には皇室を支えるような皇族になつていただくことはどうか、それが国民の理解を得られやすいのではないかという思考方法をたどった結果でございます。

以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 国民の理解のところは何かありますか。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 国民の理解の話は、もう一度申し上げますと、普通の我々日本国民の中でも家の伝統だとか祭祀とかを継続させるために養子を親戚からいただくことはある、そういうことが各地でもあるわけでございます。例えば、徳川家とか島津家とかもあるわけでございます。そういうことが一般国民にも

あるのであれば、同じように、気持ちがそろって親になり子になるという手段といえますか、そういったことが理解されるのであれば、一般の国民の皆さんにも養親子ということで理解できるのではないかと、いうふうには有識者会議では議論されたところでございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

日本維新の会さん。

○衆議院議員（藤田文武君） ありがとうございます。

先ほど先例のお話がありまして、私、ちょっと考えを述べさせていただきたいんですが、原則と手段のそれぞれの先例や例外というのは、根本的に考え方を分けるべきであると思います。

といいますのも、皇室というのは、一つ大原則、何たるかといえば、男系でつないできたというのが、いろいろそぎ落とすと残る原則であります。

先例は時代とともに変わる、又は、それはその制度も変化していくというのは当然のことでありまして、すけれども、その原則自体を変えてしまうことと、又は、その原則を守るために手段が先例に少しアレンジを加えるかとかということについては、かなりレベルの、次元の違う話でありまして、例えば馬淵先生が事例として挙げられたように、例えば側室制度、これは先例があつたけれども今は禁じているじゃないかと。これは今まであつた先例の中で狭めることでありますから、広げるのではなく狭めるというのは、私は、それは現代の風習、慣習又は国民心理であつてもそれは許容されるも

のであるというふうに思いますが、そもそも、男系の男子というの、男系の原則から男子に狭めているというのが現行法でありますから、そういった意味で、それはあり得るけれども、その更に上位にある原則である男系自体を取り除く又は変えるということは、これは相当次元の違う話であるということをやまず申し上げたいと思います。

その上で、先ほど御説明のありました、民間でも親族等から養子を取る例などが国民的理解を得られやすいんじゃないかというお話、私も、非常に納得感のある、やはり、国民的理解をいかに得やすいように制度設計を考えていくかという視点では非常に重要だと思えます。

その上で、先ほど馬淵先生から御指摘があつた、皇籍離脱された方が養子で戻るといふ事例は確かにびつたりなものはないということでありまして、けれども、これは、私はむしろ逆で理論を補強しているものだというふうに思っています、養子でなく戻るといふ、今回の有識者会議の報告書でいうと三案になると思うんですけども、直接的に戻るといふ事例は先例はある。そして、養子というやり方も先例もある。この二つを組み合わせているわけでありまして、むしろ私は補強している。制度設計のびつたりを求めるのではなくて、より納得感を高めるために補強する、そういう手段であるというふうに私は捉えるべきだと思います。

そこで、じゃ、どこまで絞るのか議論は、これは確かに非常に難しいお話だと思いますが、現行憲法下で、短い期間ではありましたが、皇籍を持

っておられた方々、十一宮家の御当人又はその御子息を対象とするというのは、一つの範囲を、対象範囲を絞るといいますか、規定する非常に重要な要素かなというふうに思ひまして、私も、そもそも論で言うと、皇別撰家等まで広げることは拒否しない立場であります、じゃ、どこまで広げていくかという議論は残るわけでありまして、そういった意味で、この十一宮家に絞って対象とするのは、私は、非常に良識的な、納得感のある線引きではないかというふうに考えております。

以上です。
○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 自由民主党さん。

○参議院議員（衛藤晟一君） 重なるところもあるかもしれませんが、対象者の御存在と御意思というところでございますけれども、御存在としては、旧十一宮家に限定するというような今お話がございました。第三案としての単純復帰もありましたけれども、これもいずれも旧皇族に限るといふことをしているわけですので、旧皇族が何らかの形で戻るといふのは先例にもあります。それを先ほど言いましたように極めて限定的にということをやっている、旧十一宮家にまずは限定する。私は、将来的には第三案についても、ちゃんと開かれた方が本当は分かりやすいのかもしれないという感じがします。

それから、御意思の確認ですけれども、今の法体系で法的な根拠のないものについてどうですかなんて聞けるはずもない。特例としての、かつて皇族であつた方々の男系男子の子孫が皇族として

復帰する。その中から、いろいろな条件をつけて皇位継承権を有するという形をするということは極めてリーズナブルですね。そこで、制度ができていないときに、あなた、どうですかということをお聞きするというのはあり得ないことですね。聞く人も聞けないでしょうし、また、聞かれた方も答えようがないことです。これをもって問題だと言うことについては、逆に何か問題があるのかなという具合に考えます。

それから、国民の理解という点では、新憲法の下でも、そして新皇室典範の下でも皇族であった方々が、いろいろな事情によって、これはどこまでお役所が答えられるかわかりませんけれども、私どもの調べた中では、やはり、当時宮家が大変多い。皇太子殿下・直宮家合わせて六方おられて、それ以外にも十一宮家おられて多い。これであれば、十一宮家いる必要がないのではないのか。むしろ、維持することの方が戦後でお金が大変な中でどうだということが出て、そして、自主的に臣籍降下をするように進めていったという経過があります。そういう中でこの十一宮家の方は私どもは控えましょうということになった。皇室財産についても課税をするよということの意思を旧宮家も聞いて、なるほどそういうことであれば私どもに臣籍降下せよということを追っているんだなということが分かって臣籍降下されたということでもありますので、このところは、私はちゃんと当時の状況ということと考えた方がいい。もしこの十一宮家そのままずっとおられれば、今のよう

な問題は起こっていないわけですね。

そこで、当時は、皇位継承権を持った皇太子殿下・直宮家合わせて六方おられて、それから十一宮家もおられるけれども、十分だろうということをやったんですが、十分でなくなったという現実においては、理論的に言えば、この中から復帰を認めていく、養子という形で特例を認めていくという形が一番リーズナブルではないかという具合に思われます。

不都合があるということですが、これらの方々は、昭和天皇様も、それから上皇陛下も、菊栄親睦会という形で皇室と直接の交流をずっと続けてこられて、何かあったときにはやはり皆さん皇室を支えてくださいねということを経がれてきているという話をお聞きます。そういう意味では、私どもは、御皇室の中にちゃんとした体制をつくることでできれば必ず応じていただける方が出てくるという具合に考えます。

その途中で、体制もできていない今の状態でお聞きするなんということはあり得ないことであろうというように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 立憲民主党さん。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） 繰り返しになりますが、立法事実、このことの確認なしで、要は、十一宮家の子孫という話をしたときに、そこは何も有識者報告書に記載されていないんですね。全ての子孫が養子の対象となるのか、じゃ、その時期をなのか、親等を区切るのかも、これは記載ないんですよ。大枠だけ決めればいいじゃないかと

いうのは極めて乱暴な議論だと私どもは考えています。

そして、更に言えば、先ほども山崎さんからの御報告がありました。私どもが申し上げたのは、十一宮家以外にも養子の対象を広げるのかということについての十分な検討がなされていないということをお聞きしました。男系男子がどうかということではありません。

その報告書には、入口として、皇統に属する男系男子に該当する者に限ることが適切だとして、皇統の男系男子、ここも分かりますよ、その上で、その子孫の方々に養子として皇族となっていたかどうかとも考えられるのではないのでしょうかとしますが、十一宮家以外まで含むのかというのは検討はやはり出ていないんですね。

つまり、こうした部分、先ほど来皆さん大枠でというお話も出ていますが、それぞれお話ありましたが、そうでない会派もありましたが、この立法事実を一つ一つ丁寧に確認していかないと、実は制度はつくれないです。だから、私どもは、この部分は極めて重要ではないかということをお聞きしました。

そして、存在と意思、あるいは原則と手段というお話がありました。少なくとも前回の議論では先例を覆すことなのかという御質問もあったわけですが、私どもとしては、客観的事実として、皇籍を持たなかった者が養子縁組で皇族となった例は先例ではないという事実をお聞きしています。このように整理をしていくことを、皆さん方の議論で、私はきちっと議事整理をしていただ

く上において確認を取っていただきたいというふうに切に望むところであります。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 自由民主党さん。

○参議院議員（衛藤晟一君） 先例と言われますけれども、完全に民間人だった方をとっているわけじゃないですね。これは、かつて皇族であった方々及びその男系子孫が復帰したという先例はたくさんあります。全くの民間人で、皇族でなかった方々を皇族にしたということはありません。しかし、かつて皇族であった方々が復帰したということは先例としてたくさんあるということだと思います。

それから、立法事実で、何人、どう皇族に復帰するかということは、これは最後の技術論がありますから、運用面に任せられるべきだと思います。全部復活するなんて誰も思っていないですよ。恐らく、今までの歴史からいっても、何宮かを養子縁組で復帰できればいいというぐらいに思われているんじゃないでしょうか、そこまでは、今、我々は踏み込んで、何宮というように決めるかという時期ではないと思います。

皇族であった方々が臣籍降下という形が一回ありましたけれども、しかし、これだけ皇族数が少なくなってきたときに、多過ぎるからといって削られたわけですから、少なくなってきたときに、これらの方々を優先的にまず皇族復帰できるということとは極めてリーズナブルです。それでももしできなければ、そのときはそのときの体制をもう一回考えなければいけないということになってく

るんだと思うんです。

途中でやはり、旧皇族以外にもいろいろな方もいらつしやるんじゃないですかという意見を言う方もありましたけれども、今回は、多過ぎるから臣籍降下させられた、もちろん自主的に臣籍降下をしたというようにしていますけれども、その方々についての、養子によって特例として復帰できる方法は、極めてリーズナブルだということに思っています。

馬淵先生の言われる理屈も分からないことはありますけれども、それをもって立法事実はと言うことについては極めて無理があるというように思っています。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 約束の一時半にもうなってきましたので、どうしても、絶対言わなきゃいけないという場合だけに限定します。前回は、れいわさんは最後に発言されていますので、今回は名札は立っていますが、遠慮いただきます。

立憲民主党さん、どうしてもですか。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） 改めてですが、立法事実についての詰めがこの議論で十分でないというお話。

そして、もう一つ重要なところでは、先例のお話は前回の議論を踏まえて私どもは事実として申し上げているわけです。ここを、それこそ、皇族が戻ったものは先例だと言い出したら、この養子縁組という案の議論の中に成り立たなくなります。そして、三丁目として、やはり、これを進めよ

うとすると、少なくとも、衆参の法制局は十四条一項については疑義があるんだというお話もされているわけですから、これも何ら解決していない問題だというふうに認識せざるを得ないということを上げておきたいと思っています。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、最後にしてください。これで終わります。

○衆議院議員（藤田文武君） 繰り返し申し上げますが、まず、皇籍離脱後に復帰された先例はある、養子の先例もある。つまり、補強しているということですよ、これは。

そうであるなら、それを拒否するのであれば、直接復帰するというのでも構いませんよ。構いませんが、様々な議論を経て、その組合せによって補強しようという知恵を出してくださいっていると私は認識しています、そのびつたりの組合せがないから先例にはないというのは、私は少し違う指摘だというふうに改めて申し上げたいと思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 議論は尽きませんけれども、もう約束の時間が過ぎましたので、本日の会議はこの辺りで終わりますが、当然、これから衆参正副議長四人で、前回の議論、今回の議論を踏まえてよく整理をしたいと。その上で、次回以降の意見交換の在り方、討議の在り方について御提示をさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、額賀議長、関口議長、そして長浜副議長、御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それじゃ、先ほど申し上げましたように、正副議長四者で次の日程とか議論の内容については詰めさせていた দিয়ে、決まったらば事務方から連絡をさせたいというふうに思います。

それでは、本日の全体会議はこれにて終了いたします。

どうもありがとうございます。

午後二時三十分散会